

## 令和5年度決算に基づく健全化判断比率等の公表

### ○健全化判断比率について

(単位:%)

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	14.40	20.00
②連結実質赤字比率	—	19.40	30.00
③実質公債費比率	8.5	25.0	35.0
④将来負担比率	—	350.0	

#### ①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

(単位:千円、%)

(1)歳入総額	13,764,878	
(2)歳出総額	13,106,317	
(3)翌年度に繰り越すべき財源	74,799	
(4)実質収支額 (1)-(2)-(3)	583,762	
(5)標準財政規模	6,086,692	
実質赤字比率 (4)/(5)	—	実質赤字がない → 該当なし

※一般会計等:一般会計のほか、公営事業会計を除く特別会計が含まれる。

#### ②連結実質赤字比率

すべての会計(一般会計等及び公営企業会計)を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字額=(イ+ロ)>(ハ+ニ)の場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質赤字が生じた会計の

実質赤字額の計

…… 実質赤字なし

ロ 公営企業会計のうち資金不足が生じた会計の資金不足額の計

…… 資金不足額なし

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質黒字が生じた会計の

の

実質黒字額の計

…… 727,869千円

ニ 公営企業会計のうち資金剰余が生じた会計の実質黒字額の計

…… 1,315,337千円

(イ+ロ)>(ハ+ニ) とならないため、該当なし

#### ③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3ヵ年平均)

(単位:千円、%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A 公債費充当一般財源等額	851,261	904,230	906,927
B 準元利償還金	505,953	502,204	528,426
C 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	934,943	955,984	983,933
D 標準財政規模	6,129,229	6,072,806	6,086,692
単年の実質公債費比率 $\{(A+B)-C\}/(D-C) \times 100$	8.12953	8.80332	8.84659
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	8.5		

※A 公債費充当一般財源等額:元利償還金から「①繰上償還額及び借換債を財源として償還した額」と②特例財源「貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金」「公営住宅使用料」「地方債償還額に充当した都市計画税」を控除した額

※B 準元利償還金:公営企業債の元利償還金に対する一般会計からの繰出金、一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する補助金・負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

※C 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額:地方債に係る元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額及び、準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額

※D 標準財政規模:標準税収入額等+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額

#### ④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度
<b>A 将来負担額</b>	<b>17,885,276</b>	<b>17,348,214</b>
地方債の現在高	10,578,593	10,203,192
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0
公営企業債等繰入見込額	5,507,642	5,426,019
組合負担等見込額	975,401	909,965
退職手当負担見込額	823,640	809,038
設立法人等の負債額等負担見込額	0	0
<b>B 充当可能財源等</b>	<b>19,995,905</b>	<b>19,730,791</b>
充当可能基金	8,905,007	9,067,788
充当可能特定歳入	0	0
基準財政需要額算入見込額	11,090,898	10,663,003
<b>C 標準財政規模</b>	<b>6,072,806</b>	<b>6,086,692</b>
<b>D 算入公債費等の額 (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)</b>	<b>955,984</b>	<b>983,933</b>
<b>将来負担比率 (A-B)/(C-D)</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

(A 将来負担額) < (B 充当可能財源等) であるため 将来負担比率の算定はなし

#### ○資金不足比率について

令和5年度決算において、資金不足を生じた公営企業はない。

(単位:千円、%)

区分	特別会計	事業規模 (A)	資金剰余額 (B)	資金不足額 (C)	資金不足比率 (C)/(A)
適	水道事業会計	360,592	755,984	0	—
	公共下水道事業会計	109,792	257,273	0	—
	浄化槽整備推進事業会計	80,503	274,479	0	—
	農業集落排水事業会計	5,513	27,601	0	—
非	有田南部工業団地造成事業特別会計	7,375	0	0	—